

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

② 施設・事業所情報

名称：松山市立山越保育園	種別：保育所
代表者氏名：山岡 美保	定員（利用人数）： 150名（76名）
所在地：松山市山越1丁目19-40	
TEL：089-925-9547	ホームページ： http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/kodomokateibu/hoikusyo/yamagoeho.html

【施設・事業所の概要】

開設年月日：昭和52年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：松山市		
職員数	常勤職員：23名	非常勤職員：8名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育士：24名	調理員：5名
	作業員：2名	
施設・設備 概要	（居室数）	（設備等）
	保育室：7室、遊戯室・調理室・ 事務室：1室、倉庫：3室	鉄筋コンクリート（2階建） 第2園庭あり

③ 理念・基本方針

【基本理念・基本方針】＊松山市公立保育所共通

- ・子どもの最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場を保障する。
- ・生涯にわたる「生きる力」の基礎を培うことを目標に、保育所での環境を通して用語と教育を一体的に行う。
- ・保護者や地域の子育て家庭への支援を行う。

【保育目標】＊保育所独自

- ・**やる**気、元気、挑戦する子（自分で考えたり、試したり、工夫したりする）
- ・**まんまる**笑顔 やさしい子（異年齢児とのかかわりを深め、いたわりや思いやりの力を持つ）
- ・**こかん** 五感で感じ 表現できる子（豊かな経験を通じて感じたり、分かったことを表現したりする）
- ・**えん** 園と家庭、ともに考える子育て（こどもの育ちの共有）

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもたちが自ら考えたり、試したり工夫できる環境を整えている。また広々とした独立した園庭でのびのびと遊んでいる。一時預かり事業を通して、地域の子育て支援を行っている。
- ・食育を大切にしており、調理員と連携し、野菜の栽培やクッキング活動を積極的に行っている。
- ・関係機関と連携し、家庭支援、個別配慮のいる子どもの保育にも注力し、一人ひとりの個性を大切に行っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年5月17日（契約日） ～ 令和7年2月13日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成24年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ① 標準的な実施方法に基づき、丁寧な保育を園全体で積極的に行っている。
働き方の違う職員集団に対して園長やチーフが丁寧にかかわり、子どもが主体的に活動できる環境作りを整備し豊かな保育を目指している。さらに、障がいや配慮を必要とする子どもの保育に関しては、子どもの発達状況や課題について保護者と情報を共有し、共通認識を持つよう努めている。必要に応じて関係機関とも連携を図り適切に対応している。一時保育事業では、子どもの預かりだけでなく相談も行い、地域の子育て家庭への支援につなげている。
- ② 食育に力を入れ日々取組んでいる。
給食調理員、保育士、保護者と連携しながら、増えているアレルギー児や未摂食児にも適切に対応している。また野菜を栽培し、料理活動を行うことで食べることに関心をもち食事を楽しむ食育環境の整備に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

- ① 全体的な計画を基に保育を展開することが求められる。
全体的な計画を基に、各書類の統一性を図り組織的・計画的に保育に取組、一貫性・連続性のある保育実践の展開が期待される。
- ② 子どもの日々の成長を保護者に伝える方法を探ることが求められる。
保護者との唯一の接点である毎日の送迎時のコミュニケーションを工夫しながら、一人ひとりの保護者の求めているものを探るなど組織的な保護者支援が期待される。
- ③ コロナ禍で縮小していた地域とのかかわりも少しずつ通常にもどし、地域住民との交流や要望を探り、さらに深めて行くことが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の受審は、全職員が保育を振り返り、子どもたちが主体的に活動する保育を考える良い機会となりました。職員同士で意見を出し合い、様々なマニュアルの見直しを行い、山越保育園の強みと弱みを把握し、試行錯誤を繰り返しながら保育をすることで、多くの気づきや学びを得ることができました。この結果を今後の保育に活かし、保育の質の向上に努めます。

これからも子どもたちが毎日元気に楽しく生活し、保護者の方々が安心して預けることができ、地域に必要とされる子育て拠点となるような保育園を目指していきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑩・c
＜コメント＞ 理念・基本方針・保育目標については、入園のしおり、ホームページ、見学用のしおりに明文化している。職員への周知状況は、4月の職員会で説明し、毎日の朝礼で唱和し継続的な取組を行っている。入園のしおりについて、新入園児は入園式に口頭で説明している。在園児については毎年進級時に保護者一人ひとりに手渡しをし、読んでもらうように声をかけて配付している。今後は、在園児への継続的な周知について、園長は課題意識をもっている。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・⑩・c
＜コメント＞ 令和2年度から令和6年度までの5年間の第1期とした第2期松山市子ども・子育て支援計画に沿って運営している。今年度が最終年度のため、第3期に向けたアンケート結果の分析により保育ニーズを把握し、特に入園児の減少傾向に関する課題について改善策の方向性を探っている。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	⑩・b・c
＜コメント＞ 保育内容は毎月チーム会にて振り返りを行い、研修を受け互いに還元しあうことで人材育成を行っている。設備の整備については、市の主管課に依頼し適宜修理、修繕を行っている。園舎老朽化に伴い、来年度大規模改修予定がありハード面の見直しを行っている。改善すべき課題については、その都度、職員会等で話し合い、周知している。家庭支援、発達支援が必要な時には、関係機関と連携を取りながら、よりよい支援に繋げている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑩・c
＜コメント＞ 現状の課題の分析や今後の重点目標などを踏まえ、園の中・長期計画を策定し順調に遂行しているが、十分な見直しは行えていない。今後は、年度の区切りで見直しをすることが期待される。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑩・c
＜コメント＞ 中・長期計画や昨年度の実施報告、現状を踏まえて、職員会で話し合い、単年度計画を策定している。今後は、事業の目標などを数値化するなど、実施した評価を記録に残し丁寧な見直しを実践することで、さらに実行力のある計画の策定に期待したい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑩・c
＜コメント＞ 事業計画の策定に関しては多くは市の主管課が行っている。具体的な計画は、チーム会で全職員の意見を吸い上げ、主任以上の職員でまとめ、作成している。実施後には反省・考察し、評価の見直しに取り組んでいる。今後は継続性のある議事録の整備が求められる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・⑩・c
＜コメント＞ 行事計画や運営については、年度初めに入園のしおりに記載したり、手紙を配布したりしている。また毎月、園だより等の手紙配布や必要事項をその都度掲示で知らせ、保護者に周知している。今後は、事業計画を保護者向けに策定し理解を促していけるよう工夫が望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	⑨・b・c
＜コメント＞ 主体的な保育を目指し日々の保育について、月週案や個人別記録（3歳未満児）に保育評価・実践者評価を記録しPDCAサイクルが定着している。 前回受審した第三者評価の結果を踏まえて保育に取り組んでいる。		

9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑩・c
＜コメント＞ 第三者評価や自己評価の結果に基づき、保育や行事計画に反映し、職員間で共有している。さらに長期的な改善策を実施していくために、書類の作成が求められる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	⑨・b・c
＜コメント＞ 園長の役割と責任については文書化しており、園長不在の平常時、有事の際の権限委任等も明確にし、4月の職員会で周知している。有事（災害・事故等）における訓練では、園長がリーダーとなって実施し、責任の所在が園長であることを職員が日頃から認識できるように努めている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・⑩・c
＜コメント＞ 園長は、コンプライアンス条例・倫理規則等を読み、法令等の理解に努めている。また、毎年情報セキュリティ研修に参加し、セキュリティ遵守について学び、職員に還元している。人事課から定期的に発信されるコンプライアンス通信等を回覧して、市職員としての自覚と責任を促している。年4回コンプライアンス報告を市の主管課に提出し、振り返りを行っている。今後は、遵守すべき法令を幅広く捉えて取組むことが望まれる。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	⑨・b・c
＜コメント＞ 園長は、保育の質の向上に関する課題を理解・分析し、職員会やチーム会の充実を図り、園内研修や外部研修に積極的に参加できる体制を整えている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
＜コメント＞ 園長は職員が働きやすい職場環境を作るため、普段から職員とのコミュニケーションの充実に努めている。タブレットを活用し、作業員の導入による保育士の業務負担が軽減されている。さらに、各職員が経営にかかわるという意識を形成し、保育士の業務負担軽減と本来の保育士の役割の在り方を、職員全体で検討することが望まれる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊤・b・c
＜コメント＞ 市の人事採用計画に基づき、採用・育成のプログラムがある。園長が行う管理として、正規職員だけでなく会計年度職員、パート職員、労務職員、調理員等職種の違いはあるが、どの職種においてもそれぞれの仕事にやりがいをもって仕事ができるように仕事内容を明確にしている。また市の主管課が行う就職説明会「お仕事フェスタ」にも出向き、保育士の仕事の楽しさを伝えている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊤・b・c
＜コメント＞ 市が定める人事管理に基づき、正規職員に関しては、多面・職務遂行考課を行い職員の育成配置、処遇評価が総合的に行われている。また全職員が市の主管課による多面評価を行い、働きやすさ等、客観的にも管理をしている。また園長は、全職員の面談や相談等も随時行っている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㊤・b・c
＜コメント＞ 年2回産業医が来園し、健康に関する講話や個人面談を行い心身の健康状態を相談している。また市よりストレスチェックが実施され、潜在的なストレスにも気づくようにしている。結果に応じてヘルスルームやカウンセラーへの相談につなげている。園長は総合システムで各職員の時間外や年休取得労働状況を把握し、月末に確認をし、年休も計画的にとれるようにしている。また期首面談を行い職員の意見を把握しモチベーションアップや達成度及び改善点を確認している。困ったことがあった時に相談するのではなく日頃から声かけをするようにしている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊤・b・c
＜コメント＞ 正規職員には、市の主管課の面談及び職務遂行考課を実施している。園内に於いては、全職員対象に、年3回の期首面談で個人の目標・方法・成果を園長のヒヤリングにより確認している。		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊤・b・c
＜コメント＞ 職員の希望や課題意識、階層、経験年数に合わせた研修計画を立てて実施している。特に園内研修では、職員の希望により進めており、今年は「造形」を取りあげ研修を行っている。研修報告は職員会や回覧などで内容を共有している。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㊤・b・c
＜コメント＞ 研修計画に基づいて、正規職員・会計年度職員を含む全職員に、勤務調整等をして研修に参加できる機会が確保されている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊤・c
＜コメント＞ 保育の人材を育成する施設として、基本姿勢を明文化し、ホームページや説明資料などで目的や保育内容を適切に公開している。今後は、マニュアルに基本姿勢や園の方針を含めるなど、今以上に充実したものにすることが求められる。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊤・b・c
＜コメント＞ 透明性のある施設として、地域や保護者、見学者等に、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊤・c
＜コメント＞ 外部監査は実施していないが、経営に関しては市で適正に行われている。運営に関しては定期的な第三者評価を受け公正な運営に取り組んでいる。公立保育園の扱う現金は限られており、定期的に市による公金検査が行われている。一時預かり事業に関しては、保護者よりその都度預かり、その日のうちに銀行に収めている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・⑩・c
<コメント> 地区との関係は良好で、防災用倉庫を園庭に提供し山越地区自主防災組織にも参加している。また地域の敬老会にも参加し、歌や踊りを披露している。コロナ禍でいろいろな活動を自粛していたため、今後交流を広げていくことが求められる。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑩・c
<コメント> 中学生の職場体験や高校の「ソーシャルチャレンジ」を受け入れ、子どもたちとのふれあいを体験してもらっている。大学生や地域のボランティアの受け入れの理解もあるが、希望者がいない。今後積極的に働きかけるとともに、マニュアル等も整備しておくことが望ましい。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	⑩・b・c
<コメント> 福祉事務所、児童相談所、こども家庭センターこども相談課、保健所、病院、学校、療育機関等で連携をしている。支援担当者が中心になり全職員で保育をしながら、一人ひとりの子どもにあった療育や医療とかかわりながら子どもに寄り添った保育が展開されている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・⑩・c
<コメント> 昔から地域の方とのかかわりが深く、町内会の会長や主任児童委員などが園に立ち寄ってくれていたが、コロナ禍で交流を控えるようになった。地域の人が楽しみにしている、年賀状を出したり、行事に招待して歌や踊り等を披露したりする活動を再開することが望まれる。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑩・c
<コメント> 一時預かり事業を展開している。利用者も増え子育ての相談も増えた。また情報の提供をしている。また、今年度より土曜日の空き保育室を利用して、こども家庭センターこども相談課によるペアレントトレーニングの場としても提供する予定になっている。災害時には、市からの要請に応じて園を指定避難場所として開設できるように体制を整えている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊤・b・c
＜コメント＞ 園独自の保育理念や基本方針に沿った保育計画を立てている。人権擁護のためのセルフチェックリスト導入や人権研修、園内の各種会議を通し各職員が人権擁護について共通理解し、保育実践できるようにしている。配慮の必要な子どもの保育には、特性を理解して安心して生活できる環境を整備している。また、性差への固定的な観念にとらわれないよう配慮している。保護者には、行事時や日常的に理解を促している。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	㊤・b・c
＜コメント＞ 子どものプライバシーを保護するため、マニュアルに沿って対応している。子どもの特性に合わせて、パーテーションや段ボールで、個別に対応できる場所づくりをしたり、シャワー時やおむつ替え時の目隠しを作ったりしている。保護者にも折に触れ周知に努めている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㊤・c
＜コメント＞ 市のホームページや入園のしおり、パンフレット等を活用して保育所の情報を発信している。また、園見学については希望者の都合に合わせて日程調整し、見学を実施している。今後は、さらに積極的なサービス提供が期待される。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊤・b・c
＜コメント＞ 保育の提供内容や変更については、入園のしおりに記載しており、入園前のオリエンテーションで説明している。食事については、保育士との面談だけでなく状況に応じて給食調理員との面談も行い、安心して保育園に通えるよう配慮している。保育の変更時には、書類を渡し、送迎時に説明をしている。要支援家庭には個別で説明し、必要時には付き添いながら書類記載の援助も行っている。		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・⑩・c
<コメント> 他の保育園等の転園は定められた様式により、健康診断等の簡単な文書で引き継ぎが行われている。しかし、個別に配慮が必要な場合は、転園時に口頭で行い、関係機関と連携して対応している。今後は、子どもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとに詳細な引き継ぎ文書の作成が望まれる。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	⑩・b・c
<コメント> 年度初めの意向調査や年2回の個別懇談、必要に応じて家庭訪問を行っている。また行事後にアンケートを実施し、結果を職員間で話し合い保護者にも配布するなど、保護者の意向を周知し把握する仕組みが整っている。関係機関と連携している保護者については、声かけや見守り支援を行っている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	⑩・b・c
<コメント> 苦情解決の体制を整備し、年度初めには、相談窓口についてや第三者委員の紹介などを記載された入園のしおりを配布している。園内に設置しているご意見箱や行事ごとのアンケート配布で、保護者の意見を募っている。寄せられた意見は結果を配布したり、掲示したりして公開している。相談内容については職員間で周知し、改善にむけて取組、迅速な対応を心掛けている。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	⑩・b・c
<コメント> 入園のしおりに相談窓口について明文化している。送迎時等にも、いつでも気軽に相談に応じる体制であることを伝えている。相談内容に応じて、園長、チーフ、発達支援担当者や担当が対応しているが、内容や保護者の思いによっては相談相手を選べることや、専門的な相談は専門機関があることを伝えている。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	⑩・b・c
<コメント> 日頃から保護者とコミュニケーションを取り、意見を出しやすい雰囲気作りをしている。保護者からの相談内容については、職員会やチーム会等で職員に周知し、改善点を話し合うことで、保育の質の向上を目指している。相談内容の記録や報告は、対応マニュアルに沿って行い、迅速な対応に努めている。		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑩・c
<コメント> 園長がリスクマネジメントの責任者と位置付け、園長を中心に非常災害訓練、生活安全訓練、危機管理訓練を毎月行っている。ヒヤリハットの検証については毎月職員会で出し合い周知しているが、その都度データを検証し対策を示すことが求められる。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	⑩・b・c
<コメント> 感染症に関しては、市の主管課が作成したマニュアルに基づき保健所と連携して対応している。保育所から感染者を出さないように、職員の研修も行い園内の感染対策も周知し強化した。保護者にも掲示板で知らせ、理解を得ながら感染予防対策を行っている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	⑩・b・c
<コメント> 防災計画では、園の職員としての役割が明記され、備蓄に関してはアレルギー対応の食品も含め管理している。消防署とも連携して年2回の避難訓練や保護者も巻き込んだ引き渡し訓練も実施し、保護者にはMACシステムで災害情報を共有している。職員は地域の防災士の研修会に参加し地域と連携をとっている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	⑩・b・c
<コメント> 保育についての標準的な実施方法が文書化され、共有している。実施方法については、担当クラスごとに話し合った内容をチームで検討し、目標にそった環境を整え実施している。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	⑩・b・c
<コメント> 毎月の職員会やチーム会や日々の保育の中で話し合いをする時間を設けている。チーム会ではそれぞれの職員から積極的に意見が出され検討した上で実践されている。PDCAサイクルができる指導計画表をもって常に評価できる体制ができている。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	㊤・b・c
<コメント> 指導計画作成、実施、評価、見直しをする一連のプロセスが適切に行われている。担任以外の職員でも計画を見て、実践できるようにしている。定期的に園長・チーフがチーム会に参加して助言をしている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊤・b・c
<コメント> 指導計画の見直しについては、全体的な計画をはじめとする各種計画は年1回、児童票は年3回提出して確認している。月案については、チーム会で検討している。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㊤・b・c
<コメント> 保育所の理念や方針や地域の状況等を踏まえ全体的な計画を作成し、それに基づいて保育が展開されている。 未満児においては市の主管課と保育士や医師の意見も踏まえて作成した乳幼児発達表でアセスメントしており、障がい児に対しては関係機関と連携して個別計画を作成している。 保護者との連絡事項や出席状況等は、タブレットや連絡帳で職員に共有されている。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊤・b・c
<コメント> 個人情報保護規定等により子どもの個人情報については、鍵のかかるキャビネットに保管されている。持ち出すときは職員名、持ち出す時間、返却時間を持ち出し簿に記入し園長が管理している。 年1回、全職員が情報セキュリティ研修を受け個人情報に関することや情報管理について学び、常に意識しておくことを大切にしている。		

A-1 保育内容**A-1-(1) 全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ ⑥ ・c

所見欄

全体的な計画は、保育所の理念や市立保育園共通のねらい、地域の状況、保護者の意向等を踏まえ作成されている。毎年子どもの心身の発達と照らし合わせながら、職員とともに全体的な計画を再確認しているが、誰が見てもわかりやすいものとして書類をまとめることが望ましい。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	④・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	④・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	④・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	④・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	④・b・c
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	④・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	④・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	④・b・c
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	④・b・c
A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	④・b・c

所見欄

子どもの発達や月齢に応じてどのクラスも保育室の見直しをした。子どもが主体的に遊べる環境や、くつろげるスペースを季節や子どもの成長に合わせ、都度見直しをしている。保育士も環境の一部と捉え、丁寧にかかわることを心掛けている。

保育所内の設備は、掃除や消毒を丁寧に行い清潔に保たれている。園庭は2か所あり、どの年齢ものびのびと遊べる空間がある。

一人ひとりの子どもの家庭環境や前年度の申し送り、保護者との聞き取りを毎年行い職員間で共有している。

子どもたちが主体的な活動ができ、遊びを十分に楽しめるように各クラス環境整備をしている。子どものアイデアを引き出し、取り入れた活動内容にしている。

0・1歳児クラスは特に一人ひとりの成長や状態に沿った応答的・受容的な保育を行っている。保護者と連絡ノートや口頭でのやりとりを大切にし、乳幼児発達経過表を用いて発達を捉え大切に保育をしている。

1・2歳児クラスでは家庭的な雰囲気を作り室内でも粗大運動や微細な活動ができるような環境を整えている。家庭的なかかわりを通して愛着関係を築き安心して生活できるようにしている。また個別計画で発達や成長を記録し、チーム会で十分に話し合い情報を共有している。

3歳児のクラスでは、子どもたちが興味関心を持つ遊びを展開できるように環境を整えている。4歳児のクラスでは、グループ活動や全体での活動を通して一人ひとりが充実した遊びができるようにしている。5歳児クラスでは、クラス全体での共通の目的を持ち達成できる経験や満足感を味わえるようにしている。指導計画は小学校との連携を大切にしておりアプローチカリキュラムを作成している。

障がいのある子どもに関しては、遊戯室やパーテーションを利用して個々の特性に合わせて環境を整えて過ごしている。また、保護者の意向も踏まえ個別支援計画を作成して、関係機関と情報共有しながら保育を行っている。

延長保育・土曜午後保育を実施しており、マニュアルに基づき保護者の就労の時間に合わせておやつを食べながら、ゆっくりとした時間を過ごせるようにしている。担任が対応できない時も、職員の連携により保護者には口頭やタブレットを用いて伝達をし、子どもの状態や伝達事項を確実に伝えられるようにしている。

小学校との連携については、アプローチカリキュラムを土台にして個別の目標に合わせた保育や援助を行い就学への期待を高めている。保護者には個別懇談を行い、不安を個別に相談できるようにしている。就学前には各小学校との連絡を取り合い、引き継ぎを行っている。入学後は、授業参観や幼保小連絡協議会等で情報共有している。

A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊤・b・c
A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㊤・b・c
A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㊤・b・c

所見欄

日々の健康管理は、登園時の視診、触診、連絡ノート、タブレット等で毎日把握・共有している。園の感染症等の推移については、毎日感染状況を入力し、報告している。個別対応が必要な子どもについては、職員会等で情報共有をし、共通理解をしている。また、午睡時の睡眠チェックも管理システムと測定間隔のルールが整備されている。

保護者には、健康診断・歯科健診の結果を文書及び口頭で知らせ、治療が必要な場合には速やかに受診するよう勧めている。

アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについては、医師のアレルギー指示書のもと除去食を提供している。朝礼時には職員間で除去食や未食食材の状況を共有し、配膳時には調理室及びクラス担任同士で声に出して確認している。給食室と連携し合い、アレルギーチェック表を用い配膳ミスのないよう細心の注意を払っている。食事の際は机の間隔をとる等適切な対応を行っている。

A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㊤・b・c
A⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㊤・b・c

所見欄

食育計画を策定して取組、植物の栽培・収穫した野菜を給食に取り入れたり、調理活動をしたりする等、年間を通じて子どもたちの食への関心を高めている。食育活動の掲示や給食のサンプルを展示し、献立レシピの提供を行い家庭での食育にも繋げている。子どもの発達に合わせた食事の提供ができるように、給食調理員・保育士間で話し合い、食べられる量を自分で決めることを大切に、3・4・5歳児では、自分で食べられる量に加減するなどしている。

衛生管理マニュアルに基づき、日常点検や安心して食べられる食事の調理に取り組んでいる。給食調理員も食事の様子を観察し、喫食状況を把握している。残食簿や検食簿に記録を残し、調理の仕方の工夫につなげている。また、季節感のある献立になるように、行事食や旬の食材を使用した食事の提供を行っている。

A-2 子育て支援**A-2-(1) 家庭との緊密な連携**

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㊤・b・c

所見欄

送迎時の会話や連絡帳（0・1・2歳児）で日々の情報交換を行っている。子どもたちの一日の様子を写真やコメントを用いて作成し、子どもたちの様子がよりわかるように掲示している。また、行事を通して保護者が参加することで子どもたちの成長を共に喜び合う機会にしている。個別懇談等保護者との情報交換での特記事項については、児童票に細かく記載し職員間で共有している。

A-2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・㊤・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㊤・b・c

所見欄

送迎時の会話や個別懇談、連絡ノート（0・1・2歳児）により、保護者との信頼関係を構築している。入園のしおりで、保護者に担当者を周知し相談体制を確立している。就労状況により、平日に相談する時間がない保護者には柔軟に対応している。今年度、一時保育の保護者からの育児相談が多く丁寧に対応している点は評価に値する。しかし、記録に残していないという現状があり、今後善処し地域の子育て家庭への支援に繋げていけることを期待する。

保護者の表情や言動を細かく観察し、養育状況を把握するようにしている。また、日々の保育の中で子どもの些細な兆候を見逃さないようにしている。マニュアルを整備・見直し、若手保育士にはその方法を具体的に口頭で知らせ、職員間で共有している。こども家庭センター等の関係機関とは、連携を密にしながら早期発見・早期対応ができるようにしている。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A ㉔ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㊤・b・c

所見欄

月1回チーム会を行い、日々の保育を振り返ったり、月案に保育評価・保育実践者評価を記入したりして次月の保育に繋げている。チーム会や職員会で、子どもたちの発達状況を共有したり、困っていることや悩んでいることを相談したりすることで、保育についての気づきや学び合いができています。話し合う中で問題点が見られた時は、改善できるよう組織的に保育の質の向上に努めている。